

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2021年7月13日

No.3

保全体制の一部修正について 大筋合意する！

「機動的設備保守を図る保全体制の一部修正」に関する団体交渉報告

中央本部は、7月2日に「機動的設備保守を図る保全体制の一部修正」の提案を受けて以降、全国施設電気部会と連携し団体交渉を積み上げてきました。また各地方部会においても職場集会を開催し、中央本部・地方本部が一体となって保全体制一部修正に対する問題点を洗い出して交渉を行ってきました。そして、7月9日・13日に団体交渉を行ないました。交渉の中で中央本部は、①保全職場の将来展望について明らかにすること。②1,000万円未満の修繕工事について保全技術センターでも工事が行なえるようになるが、どのように教育を行ない移管していくのか明確にすること。③全体で14名がメンテナンスステーションに増員されるが、要員の確保はどのように行っていくのか明らかにすること。④既に超勤が多く発生している状況であり、修繕工事が移管されて業務過多にならないよう対策を求めてきました。

団体交渉の結果、①保全職場は将来にわたって直轄で維持していく考えである。②施策実施により修繕工事をいきなりセンターに施工させるわけではなく、要員状況や必要な教育を行ない納得した上で段階的に移管していく。③メンテナンスステーションの要員は新規採用や通年採用により確保していきたい。④1,000万円未満の修繕工事は工事所を基本として行ない、技術の向上を鑑みセンターでも行なうことができるが、その時にパワーバランスが発生しないよう工事所長・支所長とセンター長およびMS長と情報を共有して業務量の調整を行っていくことなどを確認しました。

本日、集約交渉を行ない中央本部は、保全職場の再生には課題があり、特に教育体制をどうしていくかの観点で1,000万円未満の修繕工事を了解した。今施策で様々な問題の解決もはかりたかったが全てはできなかった。シニア社員などの知恵と技術力を借りながら、教育のためには基準人員の枠にこだわらず行っていくことを主張しました。

保全体制の一部修正に対して、全国施設電気部会をはじめ職場から問題点を集約し交渉に反映しました。団体交渉は大筋合意しましたが、保全職場には超勤問題をはじめ業務範囲の在り方など様々な課題が残っています。今後、3カ月ごとの超勤実態や施策実施後の検証議論を行っていくことを確認していますので、引き続き各地方本部・施設電気部会において検証の取り組みをお願いします。

以上